

宅幼老所ステップアップ研修のご案内

■ 宅幼老所ステップアップ研修とは…?

現在「宅幼老所」と認識されている施設には、単なる小規模通所介護事業所から通い・泊まり・訪問まで対応している小規模多機能、またはグループホームなど様々な運営形態の事業所が混在しています。また地域によって介護基盤の整備状況や在宅サービスのニーズが異なります。それらの背景から様々な利用者のための「さらなる安心安全なサービス」を提供できる事業所の必要性がますます増加してきています。以上を踏まえ「福祉よろず拠点」として機能強化を目指す小規模事業所を対象として平成 29 年度から「ステップアップ研修」を実施しております。

本事業は「長野県地域医療介護総合確保基金事業 宅幼老所機能強化事業」の補助金を受けて、NPO 法人長野県宅老所・グループホーム連絡会が実施します。



以下のステップを積み上げる研修になっています

ステップアップは4段階

Step4 ▶ 公表課程 パートナーシップ宣言※の作成

基礎・応用課程の研修を全日程受講し、事業所の「よろず機能」を明確にして、「パートナーシップ宣言」を完成させる。研修の全日程を受講し、「パートナーシップ宣言」を提出した事業所は長野県が公表する。
※パートナーシップ宣言とは、研修を全日程受講した事業所が、自らの事業所の特長を明らかにするものです。

Step3 ▶ 応用課程 よろず支援機能・応用研修

生活支援計画作成研修 (5時間×3日) 申込受付終了 講師：宮島渡	共生ケア研修 (5時間×3日) 申込受付中 講師：惣万佳代子 他	生活支援コーディネーター研修 (4時間15分) 研修終了 長野県主催
---	--	--

Step2 ▶ 基礎課程 よろず支援機能・基礎研修

地域支援機能編 (5時間×1日) 研修終了 講師：宮島渡	認知症支援機能編 (5時間×1日) 研修終了 講師：田中正廣	共生ケア機能編 (5時間×1日) 研修終了 講師：惣万佳代子
------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------

Step1

介護保険または障がい者総合支援法の基準を満たしている事業所であること。さらに、事業所の所在する地域の課題や問題、困りごとに当事者意識を持ち問題解決や支援を必要としている住民と協同して行動を起こす覚悟がある事。

研修日程

<よろず支援機能・応用研修>

- 生活支援計画作成研修…10/28(テクノプラザおかや)・11/26・12/26(豊科交流学習センター「きぼう」)
- 共生ケア研修…2020年1月24日(堀金公民館)・2月(日程・会場未定)・3月(日程会場未定)

令和元年度 宅幼老所ステップアップ研修のご案内

Step3 よろず支援機能・応用研修 共生ケア研修

◆研修の目的

高齢者の支援だけでなく、地域に根差した具体的な「子ども支援」「障がい者支援」について学ぶ

◆日時・場所・講師

1日目／2020年**1月24日(金)** 10:00～16:00(受付 9:30～)

安曇野市 堀金公民館 会議室1(安曇野市堀金烏川2750番地1)

講師：福岡寿 氏(日本相談支援専門員協会 顧問)

2日目／2020年**2月** 講師：森田眞希氏(NPO法人地域の寄り合い所また明日 代表理事)

3日目／2020年**3月** 講師：惣万佳代子氏(NPO法人デイサービスこのゆびとーまれ 理事長)
西村知美氏(NPO法人デイサービスこのゆびとーまれ 副理事長)
富山型デイサービスの方

※研修終了後に、修了式&懇親会 開催予定

△2日目・3日目の研修、懇親会の日程・会場は調整中です。決まり次第、連絡会ホームページ(<http://www.nagano-taku-gh.jp/>)でお知らせいたします。

3か月(3日間)にわたる研修です。全日程を受講できるように調整をお願いします。(1日だけ、2日間だけの参加はできません)

◆受講料

3日間で5,000円

*研修1日目(1月24日)に受付でお支払いください。振込は対応しておりません
*3日間受講できなかった場合でも、参加費の返金は出来ませんのでご了承ください

◆受講資格

介護保険または障がい者総合支援法の基準を満たしている事業所の、管理者、生活相談員、計画作成者、またはそれに準ずる方で、意欲のある方

◆注意事項

- 事業所の「パートナーシップ宣言」を長野県が公表するためには、**少なくとも1名は全研修を受講することが必須です。**
(それぞれの研修を複数で個別に受講は可能ですが、公表の要件はみたくないのでご注意ください)
- 所属する事業所等の名称に「宅老所」「宅幼老所」を使用していなくとも受講可能です。
- 公表内容は年度ごとに見直し、評価します。また、更新の際には全研修を受けた人が配置されているかが要件になります。研修受講者が退職した事業所は再度受け直しが必要です。

◆締切

2019年1月12日(日)／または定員に達した時点(先着順) **定員:40名**

お申込み

下記の申し込み欄に記載の上 **FAX(0268-75-8212)** でお申し込みください。

法人名			
事業所名			
住所			
TEL		FAX	
受講者	氏名	過去研修 参加の有無 (どちらかに○)	
	(職種:)	H29年度	有 無
		H30年度	有 無

※概ね開催日の1週間前までに受講票をFAXでお送りします。届かない場合はお手数ですがお問い合わせください。

お問合せ先: NPO法人 長野県宅老所・グループホーム連絡会 事務局(上田市常田3-4-14 第二陽光ハイツ)
TEL:0268-75-7383 FAX:0268-75-8212 Mail:info@nagano-taku-gh.jp